別表第四種別の項中「再任用職員以外の職員」「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員」に改め、同表備考一中「第四十四条の四第一項又は」を削る。

四年	二年	
○・九九五一九二	一・〇〇〇〇〇〇	
○・九八六五三八	一・〇〇〇〇〇〇	
五年	三年	
○・九八八四六二	○・九九三五九〇	
○・九六八一〇七	一・〇〇〇〇〇〇	
六年	四年	
○・九八三九七四	○・九八五五七七	
○・九四七五二一	○・九八三九七四	
七年	五年	
○・九二五九七九	○・九六二〇三二	
第二十三条	第二十七条の二第一号	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号
	第二十七条の三第二項	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
第二十四条	第二十七条の四第一項	附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項
	額とする	額に、退職の日の前日において自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の適用を受けていた者にあつては百分の五十五を、同表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄の適用を受けていた者にあつては百分の六十を、その他の者にあつては百分の七十を、それぞれ乗じて得た額とする

間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員又は再任用職員

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用隊員に関する経過措置）

第二条　次の各号に掲げる職員の俸給月額について、当該各号に定める法の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

一　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員（国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「令和三年国公法等改正法」という。）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員をいう。第三項において同じ。）　令和三年国公法等改正法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

二　暫定再任用短時間勤務隊員（令和三年国公法等改正法附則第十二条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員をいう。次項において同じ。）　令和三年国公法等改正法附則第十二条第三項

2　この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条の二第二項及び第八条の三第二項の規定の適用については、暫定再任用短時間勤務隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3　新令第十一条の二第二項及び第三項並びに別表第四の規定の適用については、暫定再任用隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（若年定年退職者給付金に関する経過措置）

第三条　新令第二十四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した令和三年国公法等改正法第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者であって、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十七号

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「（防衛大臣の定める職員を除く。）」を削り、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員